

令和2年10月23日 開会

令和2年10月23日 閉会

令和2年10月臨時会

# 美作市議会会議録

令和2年10月23日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程

(令和2年第7回美作市議会10月臨時会)

令和2年10月23日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第9号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)

日程第4 議案第92号 令和2年度美作市一般会計補正予算(第8号)

追加日程第1 緊急質問

2. 出席議員は次のとおりである(16名)

1番	西 山 正 志	2番	青 山 慶
3番	和 田 広 宣	4番	岩 崎 清 治
6番	中 山 忠 明	7番	重 平 直 樹
8番	安 藤 功	9番	金 谷 のり子
10番	山 本 雅 彦	11番	萬 代 師 一
12番	山 本 重 行	13番	尾 高 誉 久
14番	鈴 木 悦 子	16番	日 笠 一 成
17番	倉 地 重 夫	18番	岡 本 泰 介

3. 欠席議員は次のとおりである(2名)

5番	岡 野 鉄 舟	15番	岩 江 正 行
----	---------	-----	---------

4. 会議録署名議員

1番	西 山 正 志	2番	青 山 慶
----	---------	----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	荒 木 利 明
教 育 長	福 田 昌 弘	政 策 審 議 監	春 名 利 亮
総 務 部 長	岡 本 和 之	危 機 管 理 監	千 原 善 弘
企 画 振 興 部 長	春 名 信 明	市 民 部 長	景 山 二 男
環 境 部 長	森 元 浩 之	保 健 福 祉 部 長	江 見 勉
経 済 部 長	遠 藤 宏 一	建 設 部 長	小 林 英 樹
教 育 次 長	平 田 幸 春	消 防 長	高 山 宏 明
会 計 管 理 者	山 森 和 幸		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議 会 事 務 局 長	尾 崎 功 三
課 長	玉 櫛 哲 也
主 任	臼 井 隆

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止されております。なお、携帯電話、その他電子機器の電源はお切りください。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

本日、報道機関より取材のため、録音及び撮影したいとの申出がありましたので、これを許可しております。

定刻が参りましたので、ただいまより令和2年第7回10月美作市議会臨時会を開会いたします。

議席番号5番岡野鉄舟議員、議席番号15番岩江正行議員が通院のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、新型コロナウイルス対策として、議場内においてもマスクを着用し、質疑については質問席で行っていただきます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、許可いたします。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

皆さん、改めておはようございます。

今年、もう何回目になりますか、第7回の議会ということになりました。まさに、議員の方々にも御心配や御協力いただきながら、新型コロナウイルスの關係の事案を中心として、本当に前進を頂戴したということで、まず心から御礼を申し上げます。

開会に際しまして、慣例に基づいて一言御挨拶を申し上げますが、市民の皆様も御承知のとおりでございますけれども、今週になってから岡山県内で相次いでやや心配をせざるを得ないようなコロナ事案が発生、拡大をしている、そういうふうに感じてございます。岡山市内でも、事業所名は明らかになっておりませんが、数例目のクラスターが発生をし、また総社市においては介護施設内での発生があり、これもクラスターの懸念があるということで、県のチームが派遣をされているということになっております。そして、特に心配なのは、私ども、津山の医療圏域に属しているわけでありまして、その津山の医療圏域の、当然でございますけれども、中心病院が津山中央病院ということでございますが、同病院のホームページにも明らかになっておりますので、あえて名前を出したわけでございますけれども、津山の中央病院における事案が我々の心配の種になっているということについては、議員の方々、そして市民の方々も広く御承知だと思っております。我々としても、このコロナ対策に対して、やはり特段の注意を払っていくという必要があるというふうに思っております。例えば、11月3日の顕彰式典につきましては、全ての来訪者、主催者側もゲストも、表彰される方も、一般の方も、オーケストラ、小編成ですけれども、全ての方に事前にコロナ検査を受けていただいて、陰性確認の下で参加を頂くという超異例の方式を取っておって、一時、そんなことまでやるのかという御批判もあったんですけども、やはりこの様になってみると、それでよかったというふうに考えております。

こうした中で、インフルエンザの流行期がございまして。これについては、初期症状が非常に似ているものですから、大変難しい問題が出てくる。二正面作戦という言葉がありますけれども、そういう状況をあまり惹起してはいけないということでございまして。このインフルエンザの流行期を迎えまして、私ども美作市当局としましては、市民の皆さんの生命を守りたい、健康を守りたい。そして、医療体制の堅持をぜひとも薦め

ていきたい。そういう観点から、市民の皆様の御協力を頂いて、インフルエンザに対する集団免疫、四、五割の方が予防接種をきちっと受けていただくというレベルだと思うんですけども、それを確保したいと。集団免疫を確保したいという観点から、ワクチンの接種率を例年と比べて、例年の4割から5割増しぐらいにぜひすべきだろうということをごさいますて、そのために、ワクチン接種につきまして、全ての年代の方々に対して、全市民の方々に対して、今回は無料で、無償で実施をするという決意のため、この点を議会で御相談したいということをごさいますて、今回の補正予算の大きな目玉というふうになってごさいます。

また、経済の方も、一時回復の兆しもありましたけれども、先ほど申し上げたような県北におけるコロナの状況もごさいますて、必ずしも予断を許す状況にはなっていないというふうに思っておりましたが、その間、御案内のとおり、前議会で申し上げたとおり、市内の事業者の方々に対して、経済部の方でアンケートを実施させていただきました。都合約400の事業者の方々から回答を頂戴しておるわけでごさいますて、9月末で調査結果の集約を経済部でいたしました。簡単に言いますと、その時点までは徐々に回復基調かなということがあったんですが、依然として大きな影響を受けて、立ち直りの契機がまだ見えていないという事業者の方々がかかなり広範に存在するということが明らかになってごさいます。そのことから、現在、いわゆるバス等の道路運送旅客業、それからホテル・旅館等の宿泊業を対象として給付をしている事業継続応援給付金、重点給付金とも言っていますが、これをやはり全ての困っておられるの方々、全業種に拡大をしなければいけないと。その上で、コロナによって事業が断念されて、雇用に影響が出るといった事態を極力押さえ込んでいきたいと、こういうふうにごさいますて、決意をさせていたごさいます。したがって、新しい項目になります。加えて、今まで給付金や貸付金、継続をしてまいりましたが、国が適用期間を延長するというごさいますて、関連する予算を我々としても増額していかなければならないということ、なかなか大規模な補正を経済対策についてもお願いさせたいと思ごさいます。

なお、余談でごさいますけども、新型コロナウイルス感染対策の主要な財源としておりましたコロナ関係の臨時の地方創生交付金につきましては、当市については7億400万ぐらいなんです。これにつきましては、県内を見ておると、使うのに苦労したという自治体もある中で、我々の場合には産業構造が非常に観光重視をした構造になっておるとごさいますので、むしろ持ち出しをしながらやってきておるとごさいます。この7億の中で、我々としても有効な活用ができる部分には使おうということ、小中学校のタブレット端末の購入に対しても、財源更生をして交付金を充当すると。これで交付金は全部済んじゃって、あとの対策については、我々として財政改善の中での独自財源を持ってやっていかざるを得ないということになったというところも、併せて報告を申し上げておきたいと思ごさいます。

こういうごさいますて、我々としては、県内でコロナが発生していない非常に数少ない地域となりました。これは、市民の方々の絶大なる協力、議会の御理解のたまものと、心から感謝をしておるとごさいます。いつ発生してもおかしくないということも頭にあるんですけども、しかしながらいつまでも発生させないように努力をするという決意を曲げるわけにもいかないという気持ちで頑張っていきたいというふうにごさいます。また市の経済、その関係で、他の地域よりもより強い支援をせざるを得ないということも併せて決意をしておるとごさいます。このことを御理解の上、どうぞ御審議につきましてはよろしくおるとごさいます。

なお、恒例に基づきまして、この議会における諸議案の提案説明等につきましては副市長において行ごさいますので、御理解のほどよろしくおるとごさいます。開会冒頭の御挨拶とさせたいと思ごさいます。よろしくおるとごさいます。〔降壇〕

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岡本 泰介君）

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により1番西山正志議員、2番青山慶議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本臨時会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長報告を受けます。

安藤委員長。

8番（安藤 功君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る10月15日午前10時から議員控室において、議長、委員、市長以下、関係職員出席のもと、議会運営委員会を開催し、10月臨時会の運営について協議いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日、10月23日の1日間といたします。

次に、市長から送付されました議案は報告1件、補正予算1件の2件でございます。議案審議は即決議案とし、提案理由の説明後、質疑、討論、採決といたします。なお、質問は質問席でお願いいたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

会期についてお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本臨時会の会期を本日23日の1日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日23日の1日間と決定いたしました。

## 日程第3 報告第9号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」

## 日程第4 議案第92号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第8号）」

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第3、報告1件、日程第4、議案1件、報告第9号、議案第92号を一括議題といたします。

日程第3、報告第9号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」を副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第9号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」を御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

それでは、専決処分の内容を読み上げさせていただきます。

専決処分の日ですが、令和2年9月4日、損害賠償の額9,000円、事案の概要及び和解の要旨、令和2年4月11日午後0時55分頃、美作市白水667番地1先路上において、スクールバスを走行中、自宅敷地から道路へ出ようと後進していた相手方車両と衝突し、相手方車両の後部右側と自車の右側側部が衝突したもので、この事故で破損した相手方車両の修理費を責任割合、市1割により賠償し、和解するものです。

以上、御報告させていただきます。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

これによりますと、運転手への措置として、嚴重注意を行ったと。どのような嚴重注意をされたのか。と申しますのが、バスを運行して、側部に当たったと、回避できなかったと解するわけでございますが、それでも注意するというのはどのような嚴重注意をされたのかお聞かせいただきたいと思えます。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）

尾高議員の質問に答弁させていただきます。

まず、運転手の当時の運転状況でございますが、見通しの悪い道路でして、徐行を行った上で走行しておりましたけども、相手方が自宅敷地内からバックで出たため、回避できない状況でございました。そういう状況ですが、やはり子どもを乗せているということがございますので、徐行していた上とはいえ、事故が起きてしまったということがありますので、今後も安全運行には十分注意してくださいという意味で嚴重注意、言葉は嚴重注意という言い方なんですけども、運転をしっかりとってくださいという意味で、注意をいたしたところでございます。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

いや、だから嚴重注意はどういうふうに行ったのか。運転すると言ったのか。要するに、1割の責任があるのは、スクールバスが動いておるわけですよね。止まっておる場合はゼロでしょうけど、動いているのが後方からぶつかったことについて嚴重注意をなされたのが、どのように嚴重注意されたのか。子どもを乗せておるから危ないんだという注意、よくわかりますよ。でも、回避できなかったんじゃないですか、これ。もう一度お答えください。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）

現場におきましては回避できない状況であったと思いますが、先ほども申しましたように、子どもを乗せているということがありますので、口頭にて、安全運転、しっかり行ってくださいという意味で、注意をしたというところでございます。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

だから、私が言いますのは、確かにそういう点で注意をされると。注意ということなのかな。もうちょっと表現を変えられたらどうか。嚴重注意、まるで私から言うたら、スクールバスを運転しなければ、事故は起こらないと。スクールバスを運転している以上は、事故というものには隣り合わせだと思うので、側部に当たったということは、右前方に当たったなら注意しなきゃいけないんでしょうけど、だから1対9という、動いているものは1割責任があるような常識的な部分が皆さんにあるんでしょうけど、果たして回避、これから先、できるのかなという思いがあったので、嚴重注意ということをあえて質問いたしましたが、答弁は要りません。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

中山議員。

6番（中山 忠明君）〔質問席〕

教育次長が先ほど言われた子どもを乗せている、その状況で走行したから嚴重注意とかというんじゃないしに、ちょっともう一度説明をしてください。子どもを乗せているとか、子どもを乗せていないからの、どこでそれを分けるん。スクールバスですからね。子どもを乗せているときは、なおさらきちっと気をつけてするんですが、子どもを乗せているとかいないとかのその区分けというのは、どこでどのようにするんですか。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）

先ほどは子どもを乗せているという言い方をしたんですが、状況がそういう状況でしたので、そのように発言させていただきました。当然、スクールバスは公用車でございます。公用車の運転については、運転する者全てが安全運転に徹するということがございますので、先ほどはそういう答弁になりましたけども、それは私たち職員についても同じことが言えますので、職員についても事故等があれば当然、注意処分もいたしますし、スクールバスにおいても、乗っている乗っていないじゃないしに、運転中はしっかり注意してくださいという状況にはなりません。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

6番（中山 忠明君）

回りくどいこと、言い方はやめてくださいよ。乗っておるとか乗っていないとかじゃないしに、あなたが言ったのは、乗っておって走行したからという言葉を用いておられますので、そういう何か訳の分からん答弁ですから、そこのところ、訂正することをしてくれるんですか、今。そこのところ、はっきり。今の答弁でも

何かははっきり分からないので、もうちょっとはっきり明確に言うてみてください。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）

先ほど尾高議員の場合は、そういう子どもが乗っている状況を前提に答弁させていただいております。

今、中山議員がおっしゃりましたように、スクールバスは当然、公用車でございますので、運転する場合は、子どもが乗っていようが乗っていない状況であろうが、運転には十分注意していただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

6番（中山 忠明君）

いや、あなたは、子どもを乗せているという、乗せて走行しているというふうな意味で言われたと思うんですけども、当然スクールバスには子どもを乗せていく車じゃないですか。だけど、あなたの答弁したのは、どういう状況だったのかという13番議員が言うた中で、そののところをはっきりもう一遍言うてもらえますか。子どもを乗せて走行中だったとはっきり言われたんじゃないから、子どもをじゃあほんなら乗せて走行しているときと乗せていないときとはどう違うんならとか、何かあなたの説明、ちょっと回りくどいんですよ。もう一遍はっきり言ってください。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）

失礼しました。スクールバスの運転につきましては、子どもが乗っていようが、乗っていない状況となっておりますけれども、安全運転には十分注意していただかないといけないので、そういった乗っていない状況であっても乗っている状況であっても、事故は起こしてもらったら困りますので、そういったことが起これば、当然、注意することになりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔6番中山忠明議員「終わります」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で報告第9号を終わります。

日程第4、議案第92号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第8号）」について、副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第92号について御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ3億5,084万9,000円を追加し、予算総額を263億1,542万9,000円にしようとするもので、債務負担行為の変更、地方債の変更を併せて計上しております。

それでは、歳出予算の主な内容について、順次御説明申し上げます。

総務費のみまさか臨時創生費では、新型コロナウイルスに負けるな事業継続応援給付金、重点給付金ですが、これの追加、1億7,000万円を計上しております。9月定例会で議決を頂きました一般会計補正予算（第7号）では、特に影響が大きい事業者として、道路旅客運送業、宿泊業を対象として重点給付金3,000万円を計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の市内事業者への影響を把握するため8月から行ったアンケート調査の結果、大きく減少したとの回答が全業種で見られることから、対象を全業種に拡大して、被害の大きい事業者の支援を行うこととし、予算を追加しようとするものでございます。なお、今回制度化を図る重点給付金の対象は、2月から9月までの間のいずれかの連続する3か月の売上高が前年同期と比較して30%以上減少している事業者で、給付金額は前年同期の一月当たりの平均売上高によって10万円から100万円の間で4区分の給付額を設定することとしております。

同じく、総務費のうち、市税の過年度過誤納還付金についてですが、従前から法人市民税を事業収益を見込んで前もって納付していた事業者が、収益が見込みより減少した場合に、既に納付していた額の内数で還付を行っております。令和2年度においては、9月末時点における還付見込額が既に例年の1年間分を超過する状況となったことから、例年の10月から翌年3月までの支出実績を踏まえ、今後の法人市民税に係る還付に備えるため、200万円の増額補正を行おうとするものです。

次に、民生費につきましては、介護・医療関係の人材育成のために給付する美作市介護・医療関係奨学金について、一般会計補正予算（第3号）により本年度給付費15人分180万円と令和3年度分の給付費に係る債務負担行為額180万円を予算化しておりましたが、奨学金への応募が19名あり、その全員が給付資格を有していることから、不足する4人分48万円を追加補正しようとするものです。なお、債務負担行為補正については、応募者19人のうち3名は令和2年度の単年で給付が完了するため、不足する1名分を追加しようとするものです。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え、インフルエンザワクチン接種を無償化して勧奨することにより、発熱や感冒症状など新型コロナウイルス感染症と区別が難しい患者を減らすとともに、地域医療の負担を軽減することを目的として、インフルエンザ予防接種関連費用4,114万円を計上しております。内訳としては、予防接種委託料3,814万2,000円は、中学1年から高校3年生まで及び65歳以上の高齢者は昨年度の接種率に10%上乘せし、19歳から64歳までの接種率を50%として積算しております。扶助費256万円については、既に接種済みの方への対応として、費用の償還払いを行うため、償還費用を見込んで計上しております。また、役務費、手数料142万7,000円のうち、インフルエンザ予防接種関連費用43万8,000円は、県内医師会へ支払う手数料を見込んでおります。なお、小学生及び未就学児に関しては、県制度において無償化されております。

同じく、衛生費の母子衛生費、産後ケア入院延長委託料38万円、産前産後ヘルパー派遣委託料36万円につきましては、当初予算において見込んでいた件数を上回る利用があったことから、年度末までの間の不足見込額をそれぞれ追加補正しようとするものです。

次に、商工費では、美作市新型コロナウイルスに負けるな給付金6,000万円、美作市新型コロナウイルスに負けるな貸付金3,000万円を計上しております。負けるな給付金は、休業手当を助成する国の制度である雇用調整助成金などの制度を活用する者に対して上乘せして給付を行うものですが、その元となっております国制度の特例期間が12月末まで延長されたことを受け、市の制度においても7月から12月までの6か月間延長し、市の20%上乘せ分を一月1,000万円と見込んで増額しようとするものです。また、負けるな貸付金は、10月9日までの貸付額が1億9,180万円となり、予算不足となるため、法人向けの有担保枠3件分を追加しようとするものです。

あわせて、9月5日の午後5時頃、台風9号の通過と台風10号の接近に伴い、大気の状態が不安定となり、東栗倉地域で時間雨量28ミリに達する局地的豪雨が発生しております。この大雨により、農地災害が5件発生し、この復旧に係る設計及び工事費等として、災害復旧費、農地災害復旧事業費2,550万円を計上しております。

このほかに、小中学校のタブレット端末購入費の財源更生及び予備費2,000万円を計上しております。これら事業の財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億1,293万5,000円、災害復旧費県補助金1,000万円、災害復旧債1,060万円などを計上しております。

以上、議案につきまして御説明を申し上げました。御審議のほどをよろしく願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）〔質問席〕

ただいま説明のありました予防費、予防接種費用の接種済みの方への償還金として256万円が上がっておりますが、既に医療機関で接種を済まされた方、こういった方が対象になるかと思うんですが、いわゆるどのような形でこれ、償還されるのか、どのような形でまた償還申請をするのか、このことについてお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

接種済みの方への償還ですが、議決後に規則の変更等を行わせていただきまして、10月1日からの償還が可能なものとさせていただきます。基本的には領収書をお持ちだと思いますので、その領収書を添付していただいた償還の申請書を書いていただいて、それを保健センター、もしくは支所の方へ提出していただく。で、口座の方へ振込ということになりますが、今回、本来なら10月1日から窓口で無料ということができればよかったということもありますので、漏れがないように償還をさせていただきたいと思いますので、65歳以上の方については医療機関から接種された方の名簿を頂きますので、償還漏れがないように、その名簿とチェックをさせていただきまして、申請がない方についてはその文書を郵送する等の措置をさせていただきまして、償還漏れのないように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

結局、医療機関の方からの調査をして把握すると。その上で、本人から償還の申請がなくても、市の方から通知を出すということなんですね。先ほど領収書の添付とかというようなことを言われて、もし領収書とかを紛失されておるような場合でも、それは適用されるのでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

医療機関の方に確認をしたら、領収書がない場合は、領収書に代わるものは証明書として発行可能と  
いうことですので、そういったものを添付していただく必要はあるかなというふうに考えております。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

分かりました。既に自費で接種されている方に漏れがないような取組をしていただきたいと思います。  
以上です。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）〔質問席〕

同じく、13ページの1億7,000万のことで、先ほどのインフルエンザの接種のことでございますが、市長  
報告の中であり、副市長の方から説明がありましたように、道路旅客運送業、また宿泊業以外の方も、8月  
のアンケートにおいて、大変なコロナ禍の非常に収益の減少が見込まれておることが分かったので、その他  
の業種においてこのことをやられるということでございますが、これについて、例えば既にパンフレットと  
いうか、そういうものは用意されているのか。どのように周知されるのかということを一つはお聞きいたし  
ます。

それから、インフルエンザにつきましては、10月1日とおっしゃられましたが、始まりがあれば終わりが  
あるので、いつまでやられるのかということと、ワクチンの量的なものもあるでしょうから、美作市内の方  
は美作市の医療機関でやられなければならないのか。例えば、市外の病院でもそれは可能なのかというこ  
とを市民の皆様はお知りになられたらと思っておられると思います。還付のことにつきましては、先ほど答弁  
されたので、非常に安心されているんじゃないかなと思っておりますので、そのことについて質問いたしま  
す。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

事業継続応援給付金の重点給付金について、全業種に拡大するというので、チラシなどについては、今  
まで作っておったものが、業種の制限がなくなるということで、その変更をして周知をしておりますが、  
この予算を議決いただきますと、直ちに要綱等の施行の準備をしておりますので、告知放送などでのお知ら  
せをすぐ開始しまして、来週月曜日から申請が受け付けられるように取組の準備をしております。よろし  
くお願いします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

予防接種の適用期間ということですが、10月1日、規則の変更を公布した適用を10月1日から適用する  
ということですので、予防接種につきましては年を明けてもされる方もいらっしゃると思いますの  
で、そういった方も、終わりの期間というのは定めておりませんから、適用になるということございま  
す。

それから、市外につきましても、市外の医師会と委託契約を結びますので、対象になるということで、市

外でしていただいても今回の無償化の対象になるということでございます。それから、県外でも大丈夫です。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

よく分かりました。県外でも市外でも対象になるということでございます。それから、要綱等を整備して、されると、パンフレット。というのが、一応インフルエンザがここで無償化ということが議決されましたら、おおよそ11月ぐらいになると、もう美作市の市民なので無料で受けられると思いますということを医療機関の窓口でお伝えすれば、それは可能なわけでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

先ほどの補足説明を先にさせていただきます。

岡山県の医師会とまず契約をするわけですが、岡山県の医師会に加入をしていらっしゃる医療機関もありますので、もしそういうところは申出をされても無料になりませんから、必ず領収書を取っていただいて、先ほどの償還の手続きを取っていただくという必要があります。それから、県外の場合も、県外の医療機関とは契約はしませんから、必ず一旦払っていただいて、領収書を持って帰っていただいて、それをうちに請求していただくと無償化ということになりますので、そういうことでよろしくお願ひします。

それから、窓口に行かれて、本来、無償化に来週すぐなればいいんですが、先ほど申しましたように、この議決後に美作市医師会であるとか津山市、それから勝田郡の医師会、それから岡山県の医師会と契約をやり直します。少し調整期間を頂きたいので、11月になればどの医療機関に行っていただいても無料化ということで準備は整いますが、その間、償還払いという対応で、来週1週間はちょっとお願ひしたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

市民の皆さんに臨時議会でこういうことをするんだと伝えましたら、真庭の方でしたけど、真庭もやってくれないかなということでした。23市町村のことが新聞に出ておりましたが、市長、競馬でも先行逃げ切りもいいんですけど、こういうふうに刺しでホームストレッチが一番になるのも手だと思いますので、そういうような方向で頑張っていただきたいと思います。終わります。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申合せ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成です。よって、議案第92号は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより討論を行います。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

いずれもないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第92号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第8号）」について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

〔14番鈴木悦子議員「議長」と呼ぶ〕

鈴木議員、何でしょうか。

14番（鈴木 悦子君）

緊急質問をしたいと思っておりますので、お取り計らいをお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員より緊急に質問したいとの発言がございました。動議という発言でございましたが、会議規則第63条に、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、議会の同意を得て質問することができる」と規定されており、会議規則第16条に規定されている動議成立に必要な賛成者を必要とせず、議員1人で提出することができます。

よって、鈴木議員の緊急に質問したいとする内容を確認し、発言を許可するかどうかお諮りすることになりますが、美作市議会申合せにより、緊急に質問したい場合は質問内容を通告書により提出していただき、内容を確認いたします。

これより暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

---

午前10時56分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に通告書を配付しております。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

お諮りします。

鈴木議員の緊急質問の要旨は、大原保育園新築工事における現在の進捗状況、令和3年4月開園ができ

るのかという内容でございます。このことについての発言を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。したがって、鈴木議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許可することに決定いたしました。

## 追加日程第1 緊急質問

議長（岡本 泰介君）

それでは、追加日程1、「緊急質問」を議題とし、鈴木議員の緊急質問を許可します。

鈴木議員、始めてください。

14番（鈴木 悦子君）〔質問席〕

皆さんに緊急質問に対しまして御協力いただき、質問ができることに感謝いたします。ありがとうございます。

それでは、大原保育園新築工事について質問をしたいと思います。

私はいつも、保育園が早くできればいいと、毎日毎日あっちからのぞいたり、こちらからのぞいたりして、見てまいりました。なかなか解体工事が進まないなというふうに思っておりましたし、それから地域の皆さんも、どうなっておるんだろうな、ああいうふうにあれだけ解体するのに時間がかかるのかなということとを心配しながら、地域の皆様とともに見てまいりました。そういった中で、何か管理上に不具合があったのではないかと。私が地域の者として聞き及んできたのには、解体工事に大変な手間がかかったと思います。むさしこども園が工期内に開園できるかどうか、地域の保護者の不安の声を聞き、本日このように緊急質問するものでございます。御答弁よろしく申し上げます。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）

鈴木議員の質問に答弁させていただきます。

まず、工期についてでございますが、7月下旬の状況として、解体工事の遅れにより、当初請負業者から提示され承認した実施工程から遅れが生じておりましたが、重複して施工可能な工事などを勘案した上で、工期期間内での完成のため、実施工程の見直しを指示いたしました。10月21日の工程会議では工事の進捗状況を確認しておりますが、順調に進んでいるとの報告を受けております。

次に、設計の工事契約の中で再利用すると報告しておりましたラップルコンクリートにつきまして、下請業者の誤認により、令和2年7月7日に、ラップルコンクリートのほとんどが撤去されてしまったとの報告を受けました。報告が遅れましたことは誠に申し訳ありませんが、教育委員会として、業者の指導を徹底して経過を報告させ、設計書や関係書類を提出させて、てんまつ書を提出させました。そのため、報告がこの時期になってしまいました。てんまつ書の内容といたしましては、ボーリング調査変更に伴う構造計算の再計算、図面の変更や建築確認申請の変更の協議の費用など、代替工事の費用など、全てを業者自らが負担すると申し出ております。

以上でございます。

議長（岡本 泰介君）

教育次長、来年3月に開園できるのかということに対しての返事は。

〔14番鈴木悦子議員「いや、それは後からでいいです」と呼ぶ〕

後からでいいんですか。

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

先ほどの御答弁をお聞きする中で、やはり大変なことが起きていたんだなというふうに感じました。そして、教育委員会も設計監理業者も知らないまま、現場が進んでいた。ラップルコンクリートがどんどんどんどん除去をされていたというふうに今感じたわけでございます。問題のラップルコンクリートにつきましては、同僚議員がいろんな質問されて、白熱した議論がけんけんがくがくとされて、議論が行われたというふうに思っております。我々が当初、このむさしこども園の設計ができ、建築にかかる、そのときに説明を受けたのは、ラップルコンクリートを残してするというような説明を受けたと思います。ところが、今言われたように、7月の時点でラップルコンクリートが残っていなかったと、除去されていたということが発覚した時点で、速やかに報告があつてしかるべきかなというふうに私は思っております。

しかし、この報告するにしましても、私も10年ぐらい前までは家業が建設業でございました。その中で、工事をする中で、例えば掘ってはいけないところまで掘り過ぎて、それを後どういうふうに処分していくかというようなこともあつて、事務所でいろいろ協議をしたのも覚えております。コンクリートで何とか強固にするとか、いろんなことで手直しをして工期内に完成させたというようなことも聞いたこともありますし、事務所の中で話があつたことも、すごく記憶に残っております。全てそれは自分の我が社で保証というか、全部お金も出して始末してしまったというようなこともありますので、そういうふうなことがあるし、それから何ももうできない事故によっては速やかに報告しないといけないというような事例もあると思います。ですから、どういうことでこのように報告ができなかったのかなというふうに思っております。その点は十分に反省していただきたいなというふうに思いました。

そして、2回目の質問といたしましては、先ほどの説明で大体のことは分かったんですが、これだけでは、現場での3者、設計監理業者、そして請負業者、教育委員会、この3者の協議のやりとりがどのように行われていたかということが分かりませんので、もう少し詳しくこの件についてどのような協議をされたのかということをお答えいただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）

2回目の質問に答弁させていただきます。

ラップルコンクリートの再利用等に関して、美作市教育委員会、請負業者、設計監理業者との3者協議の内容につきまして、主なものについて報告させていただきます。

令和元年12月末と令和2年5月18日の両日で、ラップルコンクリートを残すということを双方に確認しております。令和2年5月19日に開催しました教育委員会、請負業者、設計監理業者との3者の定例会議において、ラップルコンクリートの存置確認の方法について、現場で1本ずつ確認することは、工事の進捗、安全性の確保等に鑑み、埋め戻しがある程度完了するのを待って確認を行うとの方針を決定しております。令和2年5月末になりますが、解体下請業者になりますが、その職長にラップルコンクリートが存置されているかということを口頭で確認したところ、できているとの報告を受けております。

埋め戻し作業がほぼ完了いたしました7月3日に、ラップルコンクリートの存置確認のための立会い検査

の事前作業として掘削を行ったところ、ラップルコンクリートの存置を確認できませんでした。その後、請負業者から設計監理業者へ、設計監理業者から美作市教育委員会に報告がなされ、7月7日にほとんどのラップルコンクリートが撤去されていたと報告を受けております。7月8日に設計監理業者から請負業者にラップルコンクリートに係る仕様変更のためのボーリング調査を行うよう指示が出されております。8月5日になりまして、変更後の構造計算は当初の構造計算と同等以上であることや安全性に問題がないとの報告を受け、設計監理業者より請負業者に仕様変更の指示が行われました。9月末に、先に提示した内容にて施工がなされているかも確認いたしております。それからあわせまして、9月30日に請負業者、設計監理業者から、てんまつ書の提出を受けております。

10月1日からは建屋の躯体工事が開始されておりました、順調に工事が進んでいることも確認しております。先ほど言いましたように、10月21日の工程会議でも順調に進んでいるという報告を受けまして、来年、令和3年2月28日が工期になっております。そこに、完成に向けて順調に作業が進んでいるという報告を受けております。

以上でございます。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

教育委員会から言いにくい話なので、若干補足しておきますが、私がこのラップルコンクリートが誤認撤去されたというのを聞いたのは9月30日なんです。それで、そのときにぱっと二、三点思いついたことは、1つは、工期はどうなんならと。2つ目に、その強度の保証はあるのか。3番目に、費用の負担はまさか市民に来ないだろうなというふうなことを確認しようとしたら、もうそのことが既にてんまつ書に載って書いてあったということでありました。いろんなその処理の仕方がありますけれども、教育委員会としては、やはり工期を確実にやらにやいかん責務の中で、現場としてできる最善を行った上で、現場の問題を処理した上で報告をするという流儀だと思います。新しい教育長になって、様々な流儀がありますけれども、現場で処理できることはまず処理をした上できちっとした報告をするということで、これも一つのいいやり方かなというふうに、一瞬かっきたんですが、ちょっと思い直してみると、よくやってくれたんだということが分かったということです。

なお、強度問題については、その時点で既に私どもの検査参事のチェックも受けていたということも付加して、報告をさせていただきたいと思います。

以上であります。

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

今、市長の方より御答弁いただきました。教育委員会としては、きっちり地盤強化についても工期についても、それから費用の面についても全て一切市民には負担かけない。工期内に納める。もろもろのことをきちっと処理してしまってから、市長に報告があったということのように思います。しっかりやられているなというふうに思わせていただきました。

しかし、このような事故は、気の緩み、そして緊張感が足りなかったから、このような事故が起きたんだろうというふうに思っております。例えば、存置確認の方法としては、これは工事が終わって、後から私たちが聞いて、今聞かせていただいて、そのときに私は感じたことは、1本ずつ確認をしていくのが本来の姿

なんだろうけども、しかし現場の状況、それから重機がもう本当にたくさん入っております。5台、6台入って、それで崩した後の鉄筋がもういっぱい出て、本当に普通に歩けるような現場の状況じゃないことも、私も隙間から見て思っておりますけれども、しかし大事を取って、1時間でも重機を止めて、そして残置確認を、歩いて見るところを重機でのけて、危ないものを。それで、歩くところだけ確保して見ると。安全確保して見るという方法も取れなかったのではないかなというふうに思います。これは後からだから言えることなんですけども、私は素人ながらそういうふうに感じました。このようなことが二度と起きないように、今後もまだまだ工事が続くわけでございますので、安全を第一に進めていただきたいというのが一番ですが、現在、建屋もできて、毎日毎日見る見る工事は進んでおります。十分緊張感を持って、気の緩みなく進めていただきたいと思います。

そして、3回目の質問として、もう一度念押しになりますが、1つ目が、構造計算の変更など、必要な措置は講じているということですが、建物の安全性について確保されていますかということが1つ目。それから2つ目として、工期内に工事が完成する、完了するということが大前提でございますので、もう本当に地域の方も保護者もそういう思いを持っておられますので、必ず工期内に納めてもらうということが1つ。それから、1円の市の負担もないということで、それだけ、3つのことをもう一度確認させてください。教育長がされますか。はい。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）

最後の3点の確認についてお答えします。

まず、安全性の面でございますけれども、設計監理業者の方に変更があったあたりで、当初設計と遜色のない設計になるようにということで指示をして、修正した結果について確認したところ、安全上は問題がないということで報告は受けております。

それから2点目の、見直し後の実施工程により、来年2月末日、そのところに向けて、順調に作業は行われているという流れが止まっておりませんので、予定どおり完成を目指しておるところでございます。もちろん、工事が止まらないように、双方連絡を取りながら安全を確保して、指導しながら、確実な工事が進むことを進めていきたいと思っております。

それから3点目につきましては、請負業者、それから設計監理業者ともに、出されたてんまつ書の中に、きちっと自分たちで費用については負担するというを明言されておりますので、市の方が負担をするということは今後ないものと考えております。

以上3点、お答えします。

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

総括をさせていただきます。

毎日毎日の行政運営される中でいろんなことが起きると思いますけれども、報・連・相だけはしっかりと守っていただきたいというふうに、徹底していただきたいというふうに思います。そして、先ほど教育長が答弁されました地盤はもう強固なもの、今までと同等以上に強固になったということ、それから工期は絶対守るということ、それから市には費用の部分について一銭も負担はさせないということで、お聞きしました。これは、しつこく言うのは、テレビを見ておられる皆さんにもきちっと私は御理解いただくために言っ

ておりますので、御理解ください。そして、これからは教育委員会としても何回も現場に本当に足を運んで  
いただいて、しっかりと見て、確認をしていただきたいと思います。何はともあれ、安全第一で工事を進め  
ていただきたいと思いますので、その点についてどうぞよろしくお願いいたしまして、緊急質問を終わりま  
す。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員の質問が終了しました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

今臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日  
をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

以上をもって令和2年第7回10月美作市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時17分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署  
名します。

令和2年10月23日

美作市議会議長 岡本 泰介

会議録署名議員 西山 正志

会議録署名議員 青山 慶